

新庄市障がい者活躍推進計画

機関名	新庄市（市長部局・教育委員会）
任命権者	新庄市長 新庄市教育委員会
計画期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間） ※必要に応じて見直しを行う。
新庄市における障がい者雇用に関する課題	新庄市においては、新庄市教育委員会との特例認定により、両機関を合わせて障害者任免状況の通報を行っている。 令和5年6月1日時点で新庄市全体の障害者雇用率は2.74%であり、法定雇用率の2.6%を達成しているが、今後段階的な雇用率の引き上げが見込まれている。 障がいを持つ方が個性や能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境の整備に取り組み、法定雇用率の達成を目指していく。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用率について、各年度における6月1日の法定雇用率以上であること。 （評価方法）毎年の任免状況通報により雇用率を把握し、進捗を管理する。
②定着に関する目標	障がいに起因する業務との不適合を理由とした離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報の際に、人事記録等により定着状況を把握し、その進捗を管理する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長と教育総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を選任し、障がい者である職員の相談窓口として周知する。 ○各課からの依頼により業務を行う「業務支援室」を総務課内に整備する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○全庁的に職員アンケート及びヒアリングを実施し、既存業務からの切り出しと新規業務の創出を図る。 ○人事評価の面談等の際に本人と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討する。 ○従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、特性や能力を把握し可能な限り本人の希望も踏まえた上で、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価の面談等の際に本人が求める配慮等の有無を確認のうえ、合理的配慮のもと適切な措置を講じる。 ○募集・採用にあたっては以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・「自力で通勤できること」といった条件を設定する。 ・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○以下の取組を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」及び「新庄市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づく障害者就労施設等への発注。 ・障害者就労施設等との連携（職場体験や実習の受入、意見交換会等）。